

●**育児休業等**

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。平成19年度の育児休業及び部分休業の取得状況は右のとおりです。

※上段は平成19年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成18年度以前から19年度にかけて引き続けている者の数です。

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員		
女性職員	6人	
	16人	
計	6人	0人
	16人	0人

分限および懲戒処分の状況

●**分限処分者数**

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、またはその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。平成19年度中の分限処分の状況は、右のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						0人
心身の故障の場合				9人		9人
職に必要な適格性を欠く場合						0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0人
刑事事件に関し起訴された場合						0人
条例で定める事由による場合						0人
合計		0人	0人	9人	0人	9人

●**懲戒処分者数**

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職または免職の処分をすることです。平成19年度中の懲戒処分の状況は、右のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合					0人		
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合			3人		3人	7人	7人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				1人	1人	2人	
合計		0人	3人	1人	1人	5人	7人

研修等の状況

●**研修の内容**

地方分権の推進および多様化する市民ニーズに的確に対応するため、政策の企画立案能力、法務能力等を強化し、職員の資質や意識改革の向上を図ることが急務であることから分権型社会を担う人材育成のため、庁内研修のほか山口県セミナーパークへの研修派遣等、各種研修を積極的に行っています。平成19年度には、右のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	回数	人数
全職員	【庁内研修】 危機管理研修会、マネジメント研修会 など	8回	536人
新規採用職員	【庁内研修】 新規採用職員研修	2回	9人
一般行政職員	【山口県セミナーパークにて】 若手職員研修 / 中堅職員研修 / 係長級研修 / 課長補佐級研修 / 行政法基礎講座 / 地方自治法講座 / 法制執務セミナー / 政策法務セミナー / 窓口応接セミナー / 接遇指導者養成講座 / 税務事務研修 など	27回	54人

●**自己啓発**

市民サービスの向上と効率的な行財政運営を推進することを目的に、自己啓発の一環として職員提案制度を設け、新たな視点からの提案を常時募集することにより、職員の創造的思考と改革意識の高揚を図っています。

●**人材育成**

行政運営における経営資源として、人材の育成とその活用の重要性を再認識し、本格的な地方分権社会に対応するため、山陽小野田市人材育成基本方針を間もなく公表する予定です。

山陽小野田市が求める新しい職員像を示し、市民から信頼される組織づくりを目指します。